

# 岩手県医療局管理規程第1号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月25日

岩手県医療局長 佐々木 信

## 医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
(病院の組織) 第3条 病院に、次の表に掲げるところにより、部、センター、室及び科を置く。 (1) [略] (2) 中央病院以外の病院 <table border="1"><thead><tr><th>センター</th><th>室又は科</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td>感染管理室（中部病院、久慈病院及び磐井病院に限る。）</td></tr><tr><td></td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td>地域生活支援連携室（南光病院に限る。）</td></tr><tr><td></td><td>栄養管理室</td></tr><tr><td></td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	センター	室又は科	[略]	[略]		感染管理室（中部病院、久慈病院及び磐井病院に限る。）		[略]		地域生活支援連携室（南光病院に限る。）		栄養管理室		[略]	(病院の組織) 第3条 病院に、次の表に掲げるところにより、部、センター、室及び科を置く。 (1) [略] (2) 中央病院以外の病院 <table border="1"><thead><tr><th>センター</th><th>室又は科</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td>感染管理室（胆沢病院、中部病院、久慈病院及び磐井病院に限る。）</td></tr><tr><td></td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td>地域生活支援連携室（南光病院に限る。）</td></tr><tr><td></td><td>診療情報管理室（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院及び二戸病院に限る。）</td></tr><tr><td></td><td>栄養管理室</td></tr><tr><td></td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	センター	室又は科	[略]	[略]		感染管理室（胆沢病院、中部病院、久慈病院及び磐井病院に限る。）		[略]		地域生活支援連携室（南光病院に限る。）		診療情報管理室（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院及び二戸病院に限る。）		栄養管理室		[略]
センター	室又は科																														
[略]	[略]																														
	感染管理室（中部病院、久慈病院及び磐井病院に限る。）																														
	[略]																														
	地域生活支援連携室（南光病院に限る。）																														
	栄養管理室																														
	[略]																														
センター	室又は科																														
[略]	[略]																														
	感染管理室（胆沢病院、中部病院、久慈病院及び磐井病院に限る。）																														
	[略]																														
	地域生活支援連携室（南光病院に限る。）																														
	診療情報管理室（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院及び二戸病院に限る。）																														
	栄養管理室																														
	[略]																														
2～4 [略] (病院の分掌事務) 第4条 [略] 2～10 [略] 11 医療情報管理部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(7) [略] 12～26 [略] 27 事務局の分掌事務は、次のとおり（中央病院の事務局にあっては、 <u>第14号及び第16号を除く。</u> ）とする。 (1)～(11) [略] (12) 調査及び統計に関すること（医療情報管理部の所掌す	2～4 [略] (病院の分掌事務) 第4条 [略] 2～10 [略] 11 医療情報管理部及び診療情報管理室の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(7) [略] 12～26 [略] 27 事務局の分掌事務は、次のとおり（中央病院の事務局にあっては、 <u>第14号及び第16号を除き、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院及び二戸病院の事務局にあっては第16号を除く。</u> ）とする。 (1)～(11) [略] (12) 調査及び統計に関すること（医療情報管理部及び診療																														

るものを除く。)。

(13)～(24) [略]

28 [略]

(職)

第5条 [略]

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
[略]		
病院	[略]	
医療安全管理室、 地域医療福祉連携 室、地域生活支援 連携室及び栄養管 理室		
[略]		
地域診療センター	副地域診 療センタ ー長	<u>地域医療センター長</u> を補佐し、 <u>地域医療 センター長</u> に事故が あるとき、又は <u>地域 医療センター長</u> が欠 けたときは、あらか じめ定める順位によ り、その職務を代理 する。
[略]		
[略]		

3～7 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

情報管理室の所掌するものを除く。)。

(13)～(24) [略]

28 [略]

(職)

第5条 [略]

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
[略]		
病院	[略]	
医療安全管理室、 地域医療福祉連携 室、地域生活支援 連携室、 <u>診療情報</u> <u>管理室</u> 及び栄養管 理室		
[略]		
地域診療センター	副地域診 療センタ ー長	<u>地域診療センター長</u> を補佐し、 <u>地域診療 センター長</u> に事故が あるとき、又は <u>地域 診療センター長</u> が欠 けたときは、あらか じめ定める順位によ り、その職務を代理 する。
[略]		
[略]		

3～7 [略]

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。